

## “大河原町企業立地促進制度の概要”

大河原町では、企業進出を考えている町外の企業や規模拡大を考えている既存企業のサポートを行うための優遇制度を用意しています。

### ■大河原町企業立地促進条例

各種奨励金の交付等により企業の立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図り、町の経済の活性化を図ります。

#### 【対象になる企業者(指定企業者)】

町内に事業所を新設、移設又は増設する企業で次の要件を満たし、産業の振興に資するものとして町長が認めるもの。

(1) **指定業種**：日本標準産業分類に掲げる産業のうち

①大分類Eの「製造業」

②大分類Gの情報通信業の中分類「情報サービス業」

③大分類Hの運輸業、郵便業の中分類「道路貨物運送業」及び「倉庫業」及び運輸に付帯するサービス業のうち「こん包業」

④大分類Iの卸売業・小売業のうち「卸売業全般」

⑤大分類Rのサービス業（他に分類されないもの）の中分類「自動車整備業」及び「機械等修理業」

平成 24 年 10 月から、食品製造業関連産業(食料品・飲料製造業、飲食料品卸売業、貨物運送、倉庫業、木材関連産業)に限定していた対象業種を大幅に拡大しました。

(2) **事業開始時の※投下固定資産額が 3,000 万円以上**

※「投下固定資産額」とは、事業所の新設・移設・増設のための取得に要した費用のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたものと固定資産賃借料の年額 3 倍相当額

### 1. 奨励制度

区分	交付要件	交付金額	交付限度額	交付対象期間
①企業立地促進奨励金	指定企業者	投下固定資産のうち土地(新設等した事業所の家屋の建築面積部分に限る)、家屋、償却資産に対して課された固定資産税相当額(都市計画税含む)。	無	5年間(課税免除期間は除く)
②企業立地用地取得助成金	指定企業者 (1)3,000 m <sup>2</sup> (中小企業者は1,500 m <sup>2</sup> )以上の土地の取得であって建築面積が1,000 m <sup>2</sup> (中小企業者500 m <sup>2</sup> )以上の事業所建設 (2)事業開始が用地取得後3年未満	用地取得価格の10%	5,000万円	1回

③雇用促進 奨励金	<b>指定企業者</b> 事業開始から3年までの間に町内在住者又は町内転入者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること。	①新規常用雇用者 10万円×人数 ②新規学卒常用雇用者 15万円×人数 ③転入常用雇用者 20万円×人数	500万円 (3年間の通算)	3年間
④緑化推進 奨励金	<b>指定企業者</b> 事業開始から3年以内取得用地面積の10%以上を緑地化した場合	緑地化に要した経費の30%	200万円	1回

## 2. その他の協力と支援

①情報及び資料の提供、②事業用地のあっせん、③従業員の確保の協力

## 3. 対象区域(集積区域)

農業振興地域整備計画における**農用地区域を除く町内の全域**

\*建物の用途については、その他の法律等の制限があります。

## 4. 手続きの流れ

指定企業者の指定申請→指定→事業開始→奨励金・助成金の交付申請→交付

\*あらかじめ事業計画等を提出して、町長から指定を受ける必要があります。

## ■固定資産税の課税免除

下記の8業種の工場等の新設や増設については、異なる2つの法律に基づき、土地・家屋・償却資産等の固定資産税が免除されます。

指定8業種:①食品関連産業、②木材関連産業、③自動車関連産業、④高度電子機器産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業

### その1:東日本大震災復興特別区法に基づく固定資産税の免除

大河原町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年9月制定)

☞ 指定地域:大河原町都市計画用途地域の「工業地域」「準工業地域」

☞ 法律の趣旨に適合すれば投下固定資産額や工場用地の面積等の要件はありませんが、事前に事業計画等を提出し、**町長の指定**を受ける必要があります。

☞ 土地・家屋・償却資産について、当該資産取得後、新たに固定資産税が課せられることとなった年度以降**5ヶ年度**に限り、当該固定資産税が免除されます。

### その2:企業立地促進法に基づく固定資産税の免除

大河原町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成23年9月条例制定)

☞ 指定地域:農業振興地域整備計画における農用地区域を除く**\*町内の全域**

\*建物の用途については、その他の法律等の制限があります。

☞ 土地・家屋・償却資産(構築物)の取得価格が**二億円以上**(農林水産業関連業種は五千万円以上)の事業で、事前に事業計画等を提出し、**知事の指定**を受ける必要があります。

☞ 土地・家屋・償却資産(構築物)について、当該資産取得後、新たに固定資産税が課せられることとなった年度以降**3ヶ年度**に限り、当該固定資産税が免除されます。

**\*地域は限定されますが、「復興特区法」に基づく制度の方が活用しやすくなっています。**

## ■ \* 特定工場における緑地面積の軽減

事業用の敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上、または事業場敷地内の建築面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場（\*特定工場といいます）は、工場立地法により一定の緑地等の確保が義務付けられています。

### 《宮城県の現在の基準》

緑地を含む\*環境施設の面積割合：敷地面積の 25%以上

（うち）緑地の面積割合：敷地面積の 20%以上

\*環境施設とは、庭園、広場、屋外運動場などをいいます。つまり、並木や植込みなどの緑地を 20%以上、環境施設を 5%以上確保しなければなりません。緑地だけで 25%以上でもかまいません。

### 《大河原町における軽減基準》

#### その 1：東日本大震災復興特別区法に基づく緑地等面積の軽減 平成 24 年 9 月条例制定

軽減を受けることができる特定工場は、①食品関連産業、②木材関連産業、③自動車関連産業、④高度電子機器産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業の**指定 8 業種の特定工場**です。立地する地域要件はありません。

☞ 緑地を含む環境施設の面積割合：敷地面積の 1%以上

（うち）緑地の面積割合：敷地面積の 1%以上

・ ・ ・つまり、並木や植込みなどの緑地を 1%以上確保しなければなりません。

#### その 2：企業立地促進法に基づく緑地等面積の軽減 平成 24 年 9 月条例制定

軽減を受けることができる特定工場は、**金ヶ瀬川根工業団地内の特定工場**です。業種の指定はありません。

☞ 緑地を含む環境施設の面積割合：敷地面積の 10%以上

（うち）緑地の面積割合：敷地面積の 5%以上

・ ・ ・つまり、並木や植込みなどの緑地を 5%以上、庭園、広場、屋外運動場などの環境施設を 5%以上確保しなければなりません。緑地だけで 10%以上でもかまいません。

大河原町企業立地促進制度についての詳しくは、商工観光課までおたずねください。

〒989-1295

宮城県柴田郡大河原町字新南 19

大河原町役場 商工観光課

TEL 0224(53)2659 Fax 0224(53)3818

E-mail syoukou@town.ogawara.miyagi.jp